

復興大臣 土屋 品子 様

要 望 書

令和6年5月29日

福島県双葉郡広野町長

遠 藤

智



福島県南相馬市長

門 馬 和 夫



福島県田村市長

白 石 高 司



福島県双葉郡川内村長

遠 藤 雄 幸



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から13年2か月が経過し、我々被災自治体は一刻も早い復旧・復興に向け全力で取り組み、着実に復興・創生への歩みを進めております。しかしながら、いまだ多くの方々が避難生活を続ける中、生活再建に向けた取り組みや長引く風評被害への対応などの課題も山積しており復興・創生への道は半ばです。

さて本年1月に発生した能登半島地震において、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災に遭われた方々に一日も早く平穏な生活が戻るよう祈念しております。東日本大震災からの復旧・復興において様々な困難を乗り越えてきた経験を活かし、これまで蓄積した復旧・復興へのノウハウや教訓など、同じ大震災を経験した被災地としてできることがあるのではないかと考えます。また、一昨年のウクライナ情勢を機に、エネルギー・物価価格の高騰（高止まり）は地方経済にも依然大きな影響を及ぼしており、地域経済を支える支援が引き続き必要です。

第2期復興・創生期間は残り2年弱です。令和8年度以降の復興の絵姿を意識し、復興を次なるステージに向けて発展、加速化させていくことが必要です。そのため、住民の生活再建に対する継続的な支援や産業基盤再生への様々な支援、さらには、地域力を維持していくため新たな活力の呼び込みが必要であり移住・定住促進、特に若者や子育て世帯への支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応をいただくよう、強く要望いたします。

記

1 第2期復興・創生期間における支援について

震災と原発事故から14年目を迎え、被災地を取り巻く課題は未だ山積する中であって、これまで、国をはじめ、被災自治体では、住民の帰還促進策とともに、新たな移住・定住施策の促進に取り組んできましたが、現在、旧避難指示区域等を中心とした、帰還者等を含めた居住人口について、頭打ちの状態になりつつある。こうした被災地における復興の進展等も踏まえ、今後、被災自治体の「創造的復興」に向けては、引き続き、住民の帰還促進策及び新たな移住・定住促進への取組を進める一方、原発事故に起因した急激な人口減少に伴う自治体の状況に応じ、適切な行政サービスや公共施設の統廃合等のあり方を検討せざるを得ない状況にあります。

このことから、第2期復興・創生期間内において、被災地の復興が停滞することのないよう、下記事項について、国が責任を持ってしっかりと支援いただきますよう強く要望いたします。

(1) 原発事故に起因する急激な人口減少(年少人口・生産年齢人口)に伴う地域コミュニティ維持のための行政区(自治区)の再編、教育施設(小学校、給食センター等)の統廃合など、自治体の状況に応じた、行政サービスや公共施設の再構築等に関する取組への財政支援を行うこと。

2 第2期復興・創生期間後の支援について

(1) 第2期復興・創生期間後においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な組織体制の継続、復興の進度に応じた柔軟な制度の構築、現行と同様の枠組による安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

(2) 東日本大震災と原発事故により失われた被災地の生産年齢人口の回復・拡大を図るための「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」及び新産業創出、スタートアップのためには欠かせない「地域復興実用化開発等促進事業費補助金」については、第2期復興・創生期間後の令和8年度以降も制度を継続すること。

(3) 福島再生加速化交付金等を活用した大規模なハード事業を令和6年度以降に実施しようとした場合、第2期復興・創生期間内(令和7年度末まで)に完了できない可能性があるため、令和8年度以降にまたがる事業であっても、交付金の事業計画及び申請手続を通常どおり認めること。

(4) 原発事故に起因する急激な人口減少(年少人口・生産年齢人口)に伴う地域コミュニティ維持のための行政区(自治区)の再編、教育施設(小学校、給食センター等)の統廃合など、自治体の状況に応じた、行政サービスや公共施設の再構築等に関する取組への財政支援を行うこと。

3 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金等について、令和7年度以降も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

特に、事業再開・帰還促進交付金を活用した需要喚起により、住民の帰還を促進するための事業等については、これまで新型コロナウ

イルス感染症の影響により一時期事業の実施が困難となっていたことに加え、物価高騰の影響も大きく受けていることから、事業継続のため、期間の延長も含め、予算を追加配分すること。

また、地域復興実用化開発等促進事業費補助金や被災地域農業復興総合支援事業については、複数年の事業計画に対応できるよう柔軟な制度とすること。

現在も農林業については、出荷規制や土地利用の制約が継続していることで震災前の生業が営めない地域が残ることから、農林業者が、新たな事業にチャレンジし、新たな産業を創出できるよう、柔軟な補助制度を導入するなど支援体制の強化を図ること。

- ・被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）
- ・被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）
- ・福島県営農再開支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・地域復興実用化開発等促進事業費補助金

4 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援について

避難指示区域等における被保険者等の医療費の一部負担金等の免除措置に係る国からの財政支援が見直され、平成26年度までに避難指示が解除された区域等の財政支援が令和5年度より2分の1に縮小となり、令和6年度には同区域の財政支援が終了となるなど、国からの財政支援が段階的に縮小・終了されています。このことから、当該被保険者への周知に係る経費及び長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援並びにコールセンターの設置について継続して支援を行うこと。

また、一部負担金免除措置の財政支援の見直しによる医療費等への負担増により、受診控えが生じ市民の健康維持確保が損なわれることが懸念されるため、高齢者をはじめとした被災市民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

5 高速道路無料措置の継続について

現在も多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については、適切に令和7年度以降も継続して実施すること。

6 医療提供体制の再構築と保健医療福祉人材の確保について

原子力災害の影響等による深刻な医師不足の解決のため、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための手立てを十分に講じ、安定的で持続可能な医療体制と医療環境の構築に向けた支援策や財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心の確保に加え、被災住民のこころのケアや認知症等の精神疾患への対応や歯科を含めた医療環境の維持を図るため、医療施設の整備に対する補助や慢性的に不足する医師・歯科医師の安定的・継続的な派遣や確保など、実効性のある支援策を講ずること。

また、避難指示解除地域では、高齢者の割合が高く、要支援・要介護認定者が震災前に比べて増加しているが、深刻な介護人材不足により全面稼働できない施設があり、必要な介護サービスが提供されない状況にあることから、以下の支援策を講ずること。

- ・福祉・介護人材確保事業（就労支援助成、修学資金貸付）に係る経費への財政支援。
- ・高齢化が進み後継者不足となっている医科・歯科における医業承継に伴う医師確保にかかる経費の支援。

7 被害者や地域の実情を踏まえた格差の無い賠償の実施について

原子力発電所事故による原子力損害賠償について、令和5年12月に示された中間指針第五次追補に示された追加賠償を踏まえ、避難指示区域及び緊急時避難準備区域等を含め、事故発生当時に居住していた住民の置かれた状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害実態と整合性のとれた賠償を明確

化させ、格差を生じさせないように迅速かつ確実にいき、また、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、将来にわたり消滅時効を援用せず、地域の事情や住民の声を丁寧に聞いて、最後の一人まで賠償を尽くすよう指導すること。